

湯河原町地域公共交通会議の委員に支給する謝金及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、湯河原町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員に支給する謝金及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（謝金）

第2条 委員に対して謝金を支給することができる。ただし、湯河原町地域公共交通会議設置要綱（平成28年湯河原町告示第95号）（以下「要綱」という。）の第3条第1項第8号の委員については、支給しないものとする。

2 前項の謝金の額は、次の表のとおりとする。ただし、交通会議の会議開催時間が4時間以内の場合は、当該謝金の2分の1の額とする。

区 分	謝 金
会長	日額 12,000 円
委員	日額 10,000 円

3 専門的な見地から、会議への出席のほかに書類審査を要請した委員に支給する謝金の額は、日額 30,000 円を超えない範囲内で会長が定める額とする。

（費用弁償）

第3条 委員が交通会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、要綱の第3条第1項第8号の委員については、支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。